

不利益処分の処分基準

処 分 名		土地開発公社の役員の解任		
根拠法令及び条項		公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号) 第 16 条第 3 項		
所 管 部 課 名		総務部 総務課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	法第 16 条第 3 項に規定する次の場合 1 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合 2 役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
	備 考			